

ID: 660

担当部署: 産業課

処分の概要	認定の取消し		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第10条		
法令番号	平成2年法律第44号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条及び第10条の規定による。</p> <p>(勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第7条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第10条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第7条第1項又は第5項の規定による認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 661

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

<b>処分の概要</b>	公民館の事業・行為の停止命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	社会教育法 第40条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第207号		
<b>【基準】</b>	<p>法第23条及び第40条第1項の規定による。  (公民館の運営方針)</p> <p>第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。  (公民館の事業又は行為の停止)</p> <p>第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 662

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	協定の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	集落地域整備法施行令 第11条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和63年政令第25号		
<b>【基準】</b>			
政令第11条第3項の規定による。 (協定の変更等)			
第11条			
3 市町村長は、次に掲げる場合には、法第8条第1項の認定を取り消すことができる。			
(1) 協定の内容が法第8条第4項の規定に違反するもの又は法第9条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合			
(2) 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 664

担当部署: 住民課

処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第41条第1項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<b>【基準】</b> 法第41条第1項の規定による。 (指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 665

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	浄化槽清掃業の許可の取消し等		
<b>法令名 根拠条項</b>	浄化槽法 第41条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和58年法律第43号		
<b>【基準】</b>	<p>法第41条第2項の規定による。  (指示、許可の取消し、事業の停止等)</p> <p>第41条</p> <p>2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第2項の命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 687

担当部署: 総務政策課

処分の概要	職員団体規約の認証の取消し		
法令名 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第8条第1項		
法令番号	昭和53年法律第80号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第8条第1項の規定による。 (認証の取消し)</p> <p>第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。</p> <p>(1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く。)</p> <p>(2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。</p> <p>(3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。)</p> <p>(4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。</p> <p>(5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。</p> <p>(6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 688

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	更生に必要な指導措置の解除		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第17条の2第1項第3号		
法令番号	昭和24年法律第283号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第17条の2第1項の規定による。  (診査及び更生相談)</p> <p>第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。  (2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あっせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。  (3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 691

担当部署: 福祉健康課

<b>処分の概要</b>	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	身体障害者福祉法 第18条		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第283号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 694

担当部署: 福祉健康課

<b>処分の概要</b>	障害福祉サービス等の費用の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	身体障害者福祉法 第38条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第283号		
<b>【基準】</b>	<p>法第38条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 698

担当部署: 産業課

処分の概要	施業実施協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の8第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<b>【基準】</b> 法第10条の11の8第1項の規定による。 (施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 699

担当部署: 危機管理課

処分の概要	救護費用の納付命令		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
<b>【基準】</b> 第15条第2項の規定による。 第15条 ②市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 700

担当部署: 建設課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
<b>【基準】</b> 法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務) 第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 708

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	生産緑地内の原状回復命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	生産緑地法 第9条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和49年法律第68号		
<b>【基準】</b>	<p>法第9条第1項の規定による。  (原状回復命令等)</p> <p>第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 711

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	障害福祉サービスの提供措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第15条の4		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第15条の4の規定による。 (障害福祉サービス)</p> <p>第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 713

担当部署: 福祉健康課

<b>処分の概要</b>	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	知的障害者福祉法 第16条第1項第1号		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第37号		
<b>【基準】</b> 法第16条第1項第1号の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 714

担当部署: 福祉健康課

<b>処分の概要</b>	障害者支援施設等への入所措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	知的障害者福祉法 第16条第1項第2号		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第37号		
<b>【基準】</b>	<p>法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。  (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 715

担当部署: 福祉健康課

<b>処分の概要</b>	知的障害者の入所費用の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	知的障害者福祉法 第27条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第37号		
<b>【基準】</b>	<p>法第27条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 738

担当部署: 総務政策課

<b>処分の概要</b>	職員団体の登録取消し、効力停止		
<b>法令名 根拠条項</b>	地方公務員法 第53条第6項		
<b>法令番号</b>	昭和25年法律第261号		
<b>【基準】</b>	<p>法第53条第6項の規定による。その他条例の定めによる。  (職員団体の登録)</p> <p>第53条第6項</p> <p>6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 739

担当部署: 総務政策課

処分の概要	行政財産の使用許可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第9項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b> 法第238条の4第9項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 740

担当部署: 総務政策課

<b>処分の概要</b>	地縁による団体の認可の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	地方自治法 第260条の2第14項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b>	<p>法第260条の2第2項及び第14項の規定による。</p> <p>第260条の2</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 744

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	他の工作物管理者の工事施行命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第21条		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第21条の規定による。</p> <p>(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)</p> <p>第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 745

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条第1項の規定による。  (工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 746

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	道路占用料の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第39条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。  (占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 747

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示		
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第40条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 748

担当部署: 建設課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第43条の2の規定による。  (車両の積載物の落下の予防等の措置)</p> <p>第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 749

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物管理者の危険防止措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第44条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第44条第3項及び第4項の規定による。  (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 750

担当部署: 建設課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第47条の4第1項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の4 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 751

担当部署: 建設課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第47条の4第2項の規定による。 (車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の4</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 752

担当部署: 建設課

処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 753

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の中止、物件の除却等の命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 754

担当部署: 建設課

処分の概要	連結料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条の7の規定により、条例の定めによる。 (連結料の徴収)</p> <p>第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 755

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	違反行為の中止その他の措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第48条の12		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。  (出入の制限等)</p> <p>第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 756

担当部署: 建設課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の16		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条の15及び第48条の16の規定による。 (通行の制限等)</p> <p>第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。</p> <p>3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。</p> <p>4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 757

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第58条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第58条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 758

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第59条第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第59条の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第59条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第35条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。 3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 759

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	工作物管理者への費用負担命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第60条		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第60条の規定による。</p> <p>(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)</p> <p>第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 760

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第61条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第61条の規定により、条例の定めによる。 (受益者負担金) 第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 761

担当部署: 建設課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 762

担当部署: 建設課

処分の概要	非常災害時の防ぎよ従事命令		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第68条第2項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 763

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	許可等の取消し、工作物除去命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第71条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 764

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	許可等の取消し、工作物除去命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第71条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>			
法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)			
第71条			
2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。			
(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合			
(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合			
(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 765

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第73条第1項の規定による。 (負担金等の強制徴収)</p> <p>第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 767

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 768

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第40条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 769

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 770

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>			
準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)			
第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。			
2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 771

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 772

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 773

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 775

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	特定農地貸付の承認の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
<b>法令番号</b>	平成元年政令第258号		
<b>【基準】</b>			
政令第4条第3項の規定による。 (特定農地貸付けの変更等)			
第4条			
3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 777

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復等の措置の指示		
法令名 根拠条項	都市公園法 第10条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第10条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 778

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	原因者への費用負担命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第13条		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>法第13条の規定による。  (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 779

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第14条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b> 法第14条第2項の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 780

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第26条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>			
法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)			
第26条			
2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 781

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第26条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>法第26条第3項及び第4項の規定による。  (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 782

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	都市公園の原状回復等の命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第27条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 783

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b> 法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 784

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>			
準用する法第10条の規定による。 (原状回復)			
第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。			
2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 785

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第13条の規定による。 (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 786

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第14条第2項の規定による。 (付帯工事に要する費用)</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 787

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 788

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 789

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>準用する法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 790

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<b>【基準】</b>			
準用する法第27条第9項の規定による。 (監督処分)			
第27条			
9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 791

担当部署: 総務政策課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b> 法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日